

新型インフルエンザ等対策に関する  
業務計画

平成26年9月

一般社団法人 鳥取県LPガス協会

## 第一章 総則

### 1 目的

本計画は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人 鳥取県 L P ガス協会(以下「県協会」という。)における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、県民生活及び県民経済の維持に努める。

### 2 基本方針

県協会は新型インフルエンザ等対策の遂行にあたって国、地方公共団体及び関係事業者等と相互に連携を図りながら、社会維持機能に関わる事業者として自覚のもと、L P ガスの供給途絶の事態が生じないよう業務継続に努めるものとする。

### 3 発生段階の定義

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、本業務計画では、県行動計画で定める発生段階に準じ、段階に応じて実施するものとする。

### 4 事業継続計画の周知

県協会は新型インフルエンザ等に対する事業継続計画(以下「BCP」という。)を必要に応じて見直し、会員に周知徹底するよう努める。

## 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 1 平時における連絡体制及び関係機関との連携

県協会は、BCPに基づき連絡体制の整備に努めるとともに、地方公共団体、関係事業者等と連携し、平時から情報交換、連携体制等の確認に努めるとともに、事業継続に向けた準備を行うものとする。

### 2 情報の収集、提供

- ① 県協会は、国、地方公共団体及び関係事業者等から収集した情報を会員に周知徹底し、注意喚起に努めるものとする。
- ② 会員又はその家族等が新型インフルエンザ等に感染した場合は、速やかに県協会へ報告できるような体制整備に努めるものとする。

### 3 対策本部の設置

法第 22 条第 1 項に基づき鳥取県対策本部が設置された時は、県協会に新型インフルエンザ等対策本部(以下「県協会対策本部」という。)を設置し、会員への連絡体制を強化するとともに、事業継続に向けた人員体制等について検討するものとする。

## 第三章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 1 発生段階ごとの対策

#### (1) 未発生期の対応

BCPに基づき新型インフルエンザ等対策の体制整備、事前準備を行うとともに必要資材の確保等について必要な措置を講ずる。

(2) 海外発生期から県内感染期の対応

県協会は、会員の健康管理及び感染対策を徹底し、地方公共団体、関係事業者等と連携し、BCPに基づき事業継続に向け必要な措置を講ずる。

(3) 小康期の対応

国、地方公共団体等からの情報等により、各地域の感染動向を踏まえつつ、第二波に備え事業継続のための体制を整えるよう努める。

2 情報の収集、提供

国、地方公共団体及び関係事業者等から提供される情報を収集し、会員に周知徹底するよう努める。

① 県協会は、関連機関または（一社）全国LPガス協会から随時提供される情報を収集し、会員に対して注意喚起に努める。

② 県協会は、会員又はその家族等の罹患状況等について把握するよう努め、人員体制等を検討する。

3 関係機関との連携

地方公共団体、関係事業者等と連携し、LPガス供給途絶の事態が生じないよう、事業継続に努める。

4 感染対策の検討の実施

会員における感染対策について検討を行うとともに、安全対策に努める。

## 第四章 その他

1 教育・訓練の実施

新型インフルエンザ等の発生時にLPガスを途絶することなく供給できるよう、会員に対して危機意識の向上に必要な教育及び訓練等を実施する。

2 知識・技術の研鑽と周知

国及び地方公共団体等が実施する研修会等に積極的に職員を派遣し、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術を習得させる。また、取得した知識・技術を効果的に活用するとともに会員に対して周知に努める。

3 業務計画の見直し

必要に応じて本業務計画の見直しを行い、実践的かつ効果的な方法等を検討する。

## — 附 則 —

(施行期日)

この規定は、平成26年9月11日から施行する。